

義肢（義手・義足）補助申請の流れ（判定会参加が必要）

①登録業者一覧から購入業者を決め、申請書に記入し、高松市に提出する。

↓

②判定会の予約する日を決め、高松市（087-839-2333）に連絡をする。

※判定会・・・毎月第1、2、3火曜日に、田村町のかがわ総合リハビリテーションセンターで、香川県障害福祉相談所が行っている定期相談。

【高松市を通して2週間前までに事前予約が必要】

近日の予約可能な判定会の予定			
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要
月 日	⇒	月 日	までに障がい福祉課に連絡が必要

↓

③判定会（田村町のリハビリテーションセンター）に参加する。（購入業者も参加）

↓

④判定会後は、高松市から決定通知が届くのを待ち、高松市から決定通知と支給券が届いたら、業者に印鑑と一緒に持ち頂き、支給券と品物を交換してください。

（補足）

※ 決定前に義肢を購入すると、補助の対象外になります。

※ 補装具制度においては、医療用保険制度による治療用装具や労災による支給等が優先されるため、補装具以外に優先される制度が適用される方については、支給を認められない場合があります。

※ 義足は作成等に日数がかかりますので、業者様と作成の打合せを行ってください。

※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。

※ 判定会は、高松市障がい福祉課を通して事前の予約が必要です。（2週間前まで）

※ 利用者の負担は、原則としてかかる費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号

高松市 障がい福祉課 生活支援係

TEL 839-2333

FAX 821-0086